



川和中たより

令和4年10月3日発行

横浜市都筑区富士見が丘21-1

電話 941-1361/FAX 942-9965



<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/kawawa>



柔軟な思考で

校長 田原 裕

新聞やテレビを見ていると、このところ「三年ぶり・・・」ということばがよく使われています。学校生活で言えば、「三年ぶりの全学年による体育祭」「三年ぶりの宿泊行事」「三年ぶりの合唱発表会」などなど。

コロナ禍で、さまざまな制約があった生活スタイルから、やっと少しずつではありますが、従来の生活スタイルに戻りつつあることの証だと感じています。

しかしながら、すべてを元に戻すことが BEST であるはずはありません。

「不易と流行」ということばがあります。

教育においては、どんなに社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のあるもの(不易)」があります。例えば、豊かな人間性、他人と協調し思いやる心、人権を尊重する心など、いつの時代、どこの国の教育にも大切にされなければならないことがそれです。時代や国境を超えて、変わらない価値のあるものを子どもたちに身につけて欲しいと願って、日々の教育活動が行われています。

一方、教育は社会の変化に無関心であってはなりません。

「時代の変化とともに変えていく必要があるもの(流行)」に柔軟に対応していくことも、教育に課せられた課題です。

子どもたちの成長に関わる大人は、過去の経験や知識のみに縛られず、常に柔軟な思考を持ちながら、子どもたちを導くことが求められています。

今後、学校教育においても、今までにないほど多くの変化が必要となってくることでしょう。従来通りの方法が慣れており、安心感があるのはもっともですが、これからの社会を生き抜いていく子どもたちにどのような力を身につけて欲しいか、しっかり見極めながら、今後も学校教育を進めてまいります。

どうぞ、保護者、地域の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

10月の行事予定

10月の行事予定	
1	土
2	日
3	月
4	火 生徒会立会演説会・役員選挙特別委員会
5	水
6	木 体操着販売(15:40~16:40)
7	金
8	土
9	日
10	月 スポーツの日
11	火
12	水 3年進路説明会
13	木 個別支援学級合同体育祭
14	金
15	土
16	日
17	月 教育実習生開始 専門委員会
18	火
19	水 中学校給食試食会 PTA役員会
20	木 代表者委員会 体操着販売(15:40~16:40)
21	金
22	土
23	日
24	月
25	火 若葉祭準備
26	水 児童生徒交流日
27	木 若葉祭 (関内ホール)
28	金 若葉祭 (体育館)
29	土
30	日
31	月



【第40回若葉祭について】

10月27日(木)・28日(金)の2日間で若葉祭を開催します。

27日は関内ホールで全学年で合唱発表会を行います。当日は現地集合(12時5分まで)となります。安全面を考慮し、「自宅から関内ホールまでの道のりの確認票」を14日までに提出することになっていますので、ご家庭でもご確認をお願いします。欠席連絡は8~10時に学校に電話をしていただくか e メッセージの方をお願いします。

2日目は本校体育館でステージ発表になります。3年生のみ体育館で鑑賞し、1・2年生は教室でテレビ視聴になります。

なお、**保護者の参観につきましては1日目・2日目とも感染症予防のため参観ができません。**ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

また、多目的ホールの展示は20日~26日の9時~12時(土日は除く)で参観ができます。入口に受付と手指消毒用のアルコールを設置しますので、感染症予防にご協力をお願いします。

【はらの弁当の値上げのお知らせ】

先日一斉メールでお知らせしましたが、当日のお弁当販売をしています はらの さんより10月1日からすべての弁当販売価格の一律50円の値上げの連絡がありました。ご理解の程、お願い致します。

【校内相談窓口】

《学校カウンセラー相談》

お子様の学校生活やご家庭での悩みや不安などについて、カウンセラーが相談を受けます。

◇担当 カウンセラー 高木 智恵

◇相談日 毎週火曜日 9:00~17:00

(10月は 4日・11日・18日・25日)

☎お申し込みは、カウンセラー直通ダイヤル

Tel 941-7075 まで

※日程が合わない場合には、都筑区福祉保健センターでも相談を受けることができます。

☎区子ども・家庭支援相談 Tel 948-2349

平日 8時45分~12時 13時~17時

《スクールソーシャルワーカー相談》

学校生活での困りごとを抱えているお子様、保護者の方を福祉の面から支える専門員への相談を受けています。

◇担当 内海 圭樹

☎相談を希望される方は、担任又は担当(生徒指導専任教諭 星野 篤史)まで

*新型コロナウイルス

濃厚接触者の待期期間 と 陽性者の療養期間について

オミクロン株の特性を踏まえた濃厚接触者の待期期間と陽性者の療養期間について、現在の内容になります。今後の状況によって変更することがあると思いますので、最新の情報は厚生労働省や横浜市のホームページなどで確認をしてください。

引き続き手洗いや手指のアルコール消毒、3密を避ける行動など感染予防に取り組んでいきましょう。

◎新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の待期期間について

【参考：横浜市HP（【新型コロナウイルス】濃厚接触者について）から引用】

濃厚接触者の待期期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）です。

2日目及び3日に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。

なお、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、5日間の待機となります。

濃厚接触者の待期期間

濃厚接触者の待期期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）です。

2日目及び3日に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。

なお、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、5日間の待機となります。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	
例	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	
基本		不要不急の外出自粛（待期期間）					待機解除		
		健康観察、リスクの高い方との接触等を避ける、マスク着用等の感染対策							
待期期間を短縮する場合	最終接触		不要不急の外出自粛（待期期間）						
			検査陰性	検査陰性			待機解除		
		健康観察、リスクの高い方との接触等を避ける、マスク着用等の感染対策							

◎新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

【参考：厚生労働省ウェブページより】

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

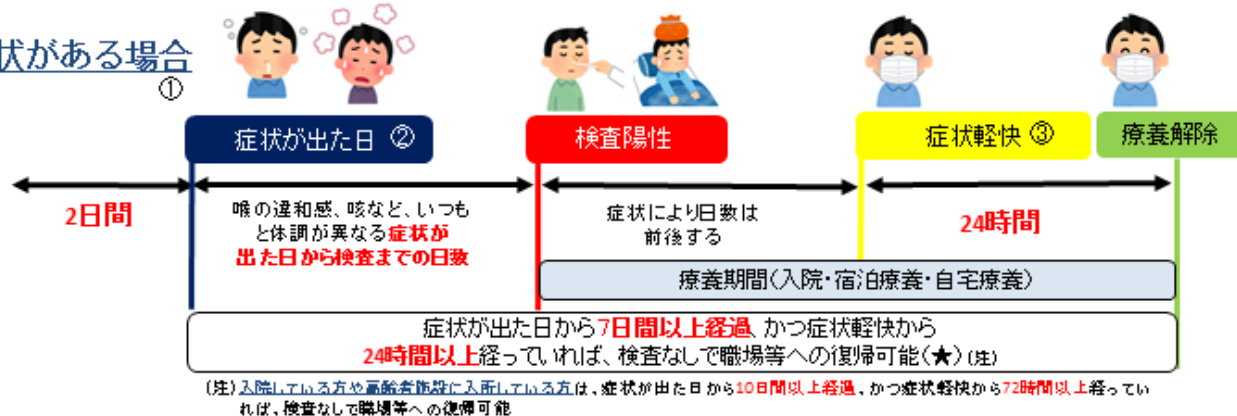
検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります。**
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。**

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。